

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	佐竹 宏章 (さたけ ひろゆき)
○学位の種類	博士 (法学)
○授与番号	甲 第1303号
○授与年月日	2019年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	詐欺罪における構成要件的结果の意義及び判断方法
○審査委員 (主査)	安達 光治 (立命館大学法学部教授) 嘉門 優 (立命館大学法学部教授) 中谷 崇 (立命館大学法学部准教授)

### <論文の内容の要旨>

本論文は、詐欺罪に関する近時の最高裁判例に対する疑問を出発点とし、法制史的検討から得られた知見を踏まえて詐欺罪の本質を明らかにするとともに、詐欺罪における構成要件的结果の意義及びその判断方法を改めて定式化しようとするものである。

本論文の目次は以下のとおりである。

### はじめに

#### 第一章 詐欺罪における「財産損害」に関するわが国の議論

##### 第一節 本章の検討対象及び検討順序

##### 第二節 詐欺罪の法益としての「財産」の意義

##### 第三節 「財産損害」の構成要件上の位置付けに関する学説の検討

##### 第四節 「財産損害」の判断方法に関する学説の検討

##### 第五節 本章から得られた帰結及び課題

#### 第二章 わが国の詐欺罪の法制史的検討

##### 第一節 先行研究の到達点とそれに対する疑問

##### 第二節 旧刑法典の詐欺取財罪の法制史的検討

##### 第三節 現行刑法典の詐欺罪の法制史的検討

##### 第四節 詐欺罪の構成要件的结果の判断枠組に関する試論

#### 第三章 ドイツの詐欺罪の法制史的検討

##### 第一節 本章の課題及び検討順序

第二節	領邦刑法典における詐欺罪の法制史的検討
第三節	プロイセンにおける詐欺罪の歴史的展開
第四節	北ドイツ連邦刑法典及びドイツ帝国刑法典における詐欺罪
第五節	詐欺罪の法制史的検討によって得られた帰結
第四章	詐欺罪の構成要件的结果の判断方法について
第一節	本章の課題及び検討順序
第二節	ドイツの詐欺罪の構成要件的结果としての「財産損害」に関する議論
第三節	ドイツの詐欺罪における「素材の同一性」に関する議論
第四節	わが国の詐欺罪の構成要件的结果の判断方法に関する私見
おわりに	

各章の概要は以下のとおりである。「はじめに」では、詐欺罪における構成要件的结果や財産損害の意味内容を明らかにすることが、同罪の成立範囲を限界付け、同時に欺罔行為の精緻化につながるという本研究の意義が示される。第一章では、財産損害をめぐるわが国の判例・学説が検討され、現在の議論においては、財産損害の構成要件上の位置づけやその判断方法につき、いまだ説得的な論証がなされていないと指摘する。第二章では、わが国の旧刑法の詐欺取財罪および現行刑法の詐欺罪の制定過程が検討され、現行刑法 246 条の財物詐欺罪（1 項）と利益詐欺罪（2 項）の関係につき、通説とは異なり、後者が基本類型であって前者はそれが財物騙取に特殊化したものであること、財物騙取・利益取得と財産損害には同じ事象を行為者側・被害者側のそれぞれの視点で捉えたものという対応性があること、「財産上不法の利益」という構成要件的结果には被害者側の「実質損害」を検討するという意義があることを主張する。第三章では、ドイツの詐欺罪の法制史的検討として、各領邦刑法典の詐欺罪関連規定の検討と、プロイセン刑法典からドイツ帝国刑法典に至る詐欺罪規定の制定過程の分析がなされ、ドイツでは「純粹財産犯」として詐欺罪を捉える立場が採用されたこと、それに対応して詐欺罪の要件として利得意思と財産損害が規定されたこと、詐欺罪は財産移転犯として理解されるべきことが明らかにされた。第四章では、以上の検討結果を踏まえ、財産損害および利得と損害の素材の同一性に関するドイツの議論を分析し、わが国の詐欺罪における構成要件的结果の判断方法に関する私見と関連する事例についての解決が示される。

#### <論文審査の結果の要旨>

##### 1. 論文の特徴

本論文は、近年の最高裁判例を主たる契機として議論されている詐欺罪における財産損害につき、詐欺罪の適用範囲の拡大傾向という問題意識から焦点を当て、日独の詐欺罪規定の制定過程を詳細に検討し、財産損害にかかわる日独の議論を分析しながら、財産損害を構成要件的结果の問題と捉え、独自の解決を試みるものである。とりわけ、現在の議論

において等閑視されがちな、規定の制定過程からみた詐欺罪の本質を明らかにしようとしている点が、本論文の特徴をなす。

## 2. 論文の評価

本論文のルーブリック各項目に対応する評価は次のとおりである。【1】研究課題とその意義の明確性については、財産損害をめぐるわが国の議論状況を詳細に検討した上で問題提起が具体的になされており、本論文の課題設定には明確性と説得性が認められる。【2】研究方法の適切性については、法制史的検討という手堅い手法がとられ、論証過程では関連する日独の文献が適切に引用されていることから、方法論上の不備や不適切な点は見当たらない。【3】叙述内容の論理性および体系性については、日独を順に検討する構成は刑法解釈学の手法からみてオーソドックスで適切なものであり、各章の叙述も論理的で説得力がある。【4】研究内容の独創性については、先行業績の問題点を的確に指摘し、上述のように詐欺罪規定の制定過程を極めて詳細に検討した上で独自の見解に到達していることから、高い独創性が認められ、学界において代表的研究と評価されることが期待できる。【5】研究内容の国際性については、ドイツ刑法の関連文献が多数引用され、日独に共通しうる詐欺罪の基本問題が検討されており、その点で、詐欺罪の基礎的研究としてアジアの近隣諸国の研究者からも注目される可能性がある。

もとより本論文には、法制史的検討からの詐欺罪の本質に関する推論の的確性、財産損害の判断の基礎となる行為者と被害者の合意の措定、いくつかの事例についての解決などに、検討を要すべき課題も認められる。しかしながら、これらの課題は、本論文が示す理論枠組の明確性に由来するともいえ、今後の研究を通じて解決が期待できることから、上記の傑出した評価を揺るがすものではない。本論文のもととなる『立命館法学』の公表論文は、本年3月に6回連載で完結するが、同論文が連載当初より商業誌等で引用されるなど、すでに一定の評価を受けていることも、本論文の学術的価値を示すといえる。以上より、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

### <試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公聴会は、2019年1月31日（木）15時から17時30分まで学而館第2研究室で行われた。公聴会の質疑では、(1)現行刑法における財物詐欺と利益詐欺の関係、(2)現行詐欺罪規定のドイツ刑法からの影響関係に関する推論、(3)他の立法例の参照、(4)寄付金詐欺・募金詐欺の解決（寄付目的を偽る場合と隣人の寄付の有無や寄付金額を偽る場合との異同）、(5)金の斧事例（木こりに鉄の斧を売ると偽って金の斧を販売する事例）で詐欺罪の成立を肯定する理由、(6)転売目的で主催者から正規料金でチケットを購入する事例の解決（昨年成立した「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」との適用関係も含めて）、(7)通帳や搭乗券の財物性（窃盗罪と

の比較で)、(8)私見と目的不達成説との異同および双務契約の場合の合意内容の措定、(9)未遂の可罰性が残ることおよび欺罔行為の否定の可能性、につき質問ないしは指摘がなされた。申請者は、これらに対し、本論文の趣旨に基づいて的確に回答し、さらなる検討を要する部分は率直に今後の課題とするなど、適切に対応した。

本論文の主査は、本学大学院法学研究科法学専攻博士課程後期課程の在学期間中における研究指導や研究会活動などを通じて、申請者と日常的に研究討論を行ってきた。

また、主査および副査は、上記の公聴会の質疑応答を通して申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。

したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（法学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。